



.....
「こどもの権利」について
みんなで考えよう！
.....

こどもの権利条約

現代は多くの情報があふれており、つい子育ての正解を探してしまうことも多いですが、こどもの個性を大切にし、他の子と比較するのではなく、こどもとの対話を大切にした地域全体での子育てができる社会を大人全員でつくっていきましょう。

※法律用語の場合や、固有名詞として使用されている用語の場合などを除いて「こども」と表記しています。

●●●「子どもの権利条約」とは？ ●●●

「子どもの権利条約」は、世界中すべてのこどもがもつ人権（権利）を定めた条約です。こどもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。また、条約の定める様々な権利を考える上で共通する基本的な考え方は、「4つの原則」と呼ばれており、日本の「こども基本法」にも取り入れられています。

※「子どもの権利条約」では、18歳未満の人を「こども」としています。

4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

すべてのこどもは、どんな理由があっても差別されず、等しく権利が守られます。

子どもの最善の利益 (子どもにもっともよいことを)

大人はこどもにとって、もっともよいことを考えなければいけません。

生命、生存及び発達に関する権利 (命を守られ成長できること)

すべてのこどもは、生き生きと成長することができます。

子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

自分の意見を自由に言ったり表したりすることができます。ですが、ほかの人の話もきちんと聞きましょう。

子どもの権利条約は、
全部で54条あるよ！



子どもの権利条約
全文（政府訳）



（日本ユニセフHP）

こども基本法



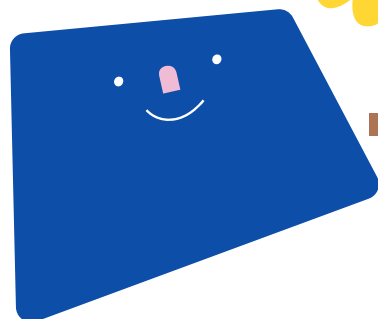
（こども家庭庁HP）

相談先一覧



困っていることはありませんか？

相談先		受付時間	連絡先	内容
ひょうごっ子悩み相談	SNS相談 (LINE・WEB)	17時～21時		いじめ、不登校、友人関係など、こどものSOS全般について児童生徒や保護者の相談について
	電話相談	365日24時間	0120-0-78310 (通話料無料・携帯電話利用可)	
児童相談所虐待対応ダイヤル		365日24時間	189	児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。
こども家庭・保健センター	こども家庭総合支援 担当	月～金 9時～17時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)31-0643	こどもと家庭にかかわる様々な相談を受け、適切な援助を行ないます。
			相談直通ダイヤル（はぐくみ） (0797)38-8993	
	こども家庭総合支援 担当（妊産婦等）		(0797)31-0611	妊娠・出産・産後ケアについてご相談ください。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートします。
	母子保健担当		(0797)31-1586	乳幼児期の育児や食事等、健康について
芦屋市カウンセリングセンター	電話相談	月、水、金 11時～16時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)23-5998	不登校、心理相談等、教育相談全般について
	面接相談（要予約）	月、水、金 正午～16時 (祝日と年末年始を除く)		
若者相談センター「アサガオ」		火～土 9時～正午、 12時45分～17時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)22-5115	ひきこもり、ニート、不登校等で悩んでいる概ね義務教育終了後から39歳までの若者とその家族からの相談について
学校支援課		月～金 9時～17時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)38-2143	いじめ、不登校、友人関係や進路で悩んでいる幼児、児童生徒や保護者などの相談について



発行：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課
お問い合わせ：0797-38-2045

令和8年度作成